

納付した国民健康保険料の確定申告前通知

作成日：2020年2月20日

日本は国民皆保険社会であるから、ほとんどすべての人が何らかの公的医療保険料を納めている。納めた公的医療保険料は確定申告の時に所得から控除できる。その分だけ納める税金が少なくなる。私は阿南市に住んでいるが、平成28年度まで、一年に納めた国民健康保険料の金額を確定申告の前にはかきで通知してくれていた。それには納めた国民健康保険料は確定申告の時に所得から控除できるからこれを大事に保管してくださいとの旨が記載されていたと思う。税金に詳しくない者もそれに注意喚起され、確定申告の時に国民健康保険料を控除していた。ところが平成29年度から、確定申告には納付した国民健康保険料を証明する書類を添付することが義務づけられていないことを理由として、経費節約だと主張し、はかきで知らせることを取りやめてしまった。それで税金に詳しくない者は、国民健康保険料が控除できることを知らず、控除しないまま確定申告をすることが多くなった。実際私も控除せずに確定申告をしてきた。数年して控除できることに気づき更正申告をした。確定申告する人の十分の一は社会保険料の控除がゼロになっているとの情報もある。10人に1人も無保険ということはありません、明らかに国民健康保険料の控除を忘れている。

さらに65歳になる月から、公的医療保険料に含まれていた介護保険料を公的医療保険料とは別に介護保険料として納める必要がある。この納めた介護保険料もはがきの通知がなく、今まで控除していなかったために控除を忘れやすい。実際私も国民健康保険料控除の更正申告をした時に、介護保険料の更正申告をすることを知らず、また一年後に更正申告の更正申告をした。

国民健康保険料、介護保険料として納付した金額の通知がはがきで来ないため、確定申告の時に控除していない方はかなりの数にのぼると思う。行政ははがきで通知しないことが、住民を苦しめているということを認識し、一年で納めた国民健康保険料の確定申告前の通知を再開し、一年に納めた介護保険料の通知もされることを切望する。